

事務局だより

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

6月号

424号

TEL 723-8077 FAX 721-5315

E-mail m-silver@hcn.zaq.ne.jp

URL <http://www.m-silver.net>

令和2年(2020年)6月3日発行

令和2年度(2020年度)「定時総会」が開催されました

令和2年度(2020年度)定時総会が5月27日(水)午後1時からいきいき活動センターにおいて開催されました。

今回の定時総会におきましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、会場を変更し出来るだけ少人数で時間を短縮して開催しました。

令和元年度事業報告及び同収支決算、役員選任の議案3件が可決承認され、令和2年度事業計画、同予算についての報告も行われました。

～ 皆様のご協力ありがとうございました!! ～

令和2年度定時総会にて選任されました、新役員の方々を紹介いたします。

理事長	黒山伊佐夫	副理事長	宮沢 良一	常務理事	平野 秀之
理事	岸本 勝久	理事	上田由紀子	理事	高木 善弘
理事	桑井 宏泰	理事	植木 秀隆	理事	前田 政輝
理事	中川 建治	理事	山崎咲由美	理事	福元 彰
理事	西村 和久	理事	岡田 慎悟	理事	岡本 典子
理事	永井喜代子	監事	阪口 嘉信	監事	齋藤 堅造

※敬称略



～黒山伊佐夫理事長 就任ご挨拶～

この度の定時総会で会員の皆様から承認を受け、令和2年度第3回理事会におきまして、役員互選により、理事長の大役を仰せつかりました黒山でございます。

平素は、会員の皆様におかれましては、当センターの事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、高齢化が進む中で、就業やボランティア等の社会参加を通じて高年齢者の生きがいの充実を図り、福祉の増進に寄与するシルバー人材センターは、今後ますます重要であり、地域社会になくてはならない団体であります。

このような中で、シルバー人材センターの基本理念である「自主、自立・共働、共助」のもと、会員同士がお互いに助け合い、仲良く働き、地域社会に貢献していくためには、会員皆様のご協力がなくてはなりません。

私といたしましても、微力ながらではありますが、会員の皆様と一緒に、箕面市シルバー人材センターをより良いセンターにしていきたいと考えておりますので、今まで以上のご協力をお願い致します。

最後になりますが、会員の皆様におかれましては、日々の健康管理と安全就業に十分留意され、今後ともより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。理事長就任にあたりましてのご挨拶といたします。

公用車使用（管理）要綱の改正について

令和2年度第1回理事会において、当センター公用車使用（管理）要綱の一部が、改正されましたのでお知らせします。公用車を運転される方はご注意ください。

【改正の内容】第2条（公用車の種類）の追加、第4条（運転者の条件）

☆第2条（公用車の種類）

センターの公用車は、次のとおりとする。

- (1) センターが保有する乗用車及び作業車
- (2) センターが保有する福祉車両
- (3) センターが一時的に借り上げたレンタカー

☆第4条（運転者の条件）

公用車を運転できる者は、道路交通法に定める運転免許証を取得後1年以上が経過し、かつ、年齢が満75歳に達する日の前日までの者とする。

適正就業に関する基準の改正について

当センターの適正就業に関する基準の改正については、上部団体を通じて、厚生労働省へ確認を行いご指導いただいたうえで、令和2年度第1回理事会において、当センター適正就業に関する基準の一部が、下記のとおり改正されましたのでお知らせします。

【改正内容】第3条（就業の条件）第2項、第4条

改正前	改正後
<p>（就業の条件）</p> <p>第3条 会員の就業については、原則として1人1職種の就業とする。ただし、他に就業を希望する会員がないなど特別な事由がある場合は、この限りではない。</p> <p>2 1ヶ月の就業時間が20時間以下の職種にて就業する場合、複数の職種で就業することができる。ただし、その場合の1ヶ月の総就業時間数は、80時間以内とする。</p> <p>3 施設利用者の送迎など、自動車の運転業務に就業できる会員は、満75歳以下の者とする。</p> <p>（就業時間及び日数）</p> <p>第4条 同一職種での会員の就業時間及び日数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 1日の就業時間は、8時間以内とする。</p> <p>(2) 1ヶ月の就業日数は、13日以内とする。</p>	<p>（就業の条件）</p> <p>第3条 会員の就業については、原則として1人1職種の就業とする。ただし、他に就業を希望する会員がないなど特別な事由がある場合は、この限りではない。</p> <p><u>2 施設利用者の送迎など、自動車の運転業務に就業できる会員は、満75歳に達する日の前日までの者とする。</u></p> <p>（就業日数及び時間の上限）</p> <p>第4条 <u>会員の就業日数及び時間の上限は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 臨時的・短期的な業務については、おおむね月10日程度以内とする。</u></p> <p><u>(2) 軽易な業務については、おおむね週20時間を超えないことを目安とする。</u></p>

◇◇◇ 地域委員交代のお知らせ ◇◇◇

下記の地域におきまして、地域委員の方が交代されました。会員の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。これまで地域委員の任を引き受けていただいた皆様、ありがとうございました。

【地域委員の交代】

地区	新 地域委員	旧 地域委員
豊川第2地区 (粟生外院1・2・3・5・6丁目)	藤森 厚子 会員	向山 達郎 会員

～ 第35回箕面まつり開催中止のお知らせ ～

例年、センターのPR活動の一つとして参加しています「箕面まつり」ですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となりましたのでお知らせします。

「就業募集票」を活用ください

センター本部事務所1階と東部地区事務所において「就業募集票」を掲示しています。いまだ就業会員が決定していない仕事が多くあります。ぜひ、ご利用ください。担当の職員が対応させていただきます。

※就業については、各担当職員を面談のうえ決定させていただいています。

今月の就業相談日

就業についての希望・悩みごと及び職種転換などの相談に応じます。

特に未就業の方で、就業を希望される方は、是非就業相談にお越しください。

【本部事務所】 日 時 令和2年6月23日（火） 午後1時～午後3時
場 所 ふれあい就労支援センター2階「相談室」

【担 当】 岸本 勝久 理事

※ 今月より、就業相談日は「本部事務所」でのみ実施となります。

